



佐賀県公報

平成16年
2月27日
(金曜日)
第 12422号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

告示

◎鳥獣保護区特別保護地区の指定

(二六二・農政課) 一

◎佐賀県建設工事請負契約約款の一部改正

(一六三・監理課) 一

公告

○大規模小売店舗の変更に關する公示

(商工課) 二

○大規模小売店舗の変更に係る意見

() 三

○ ”

() 四

○建設業の許可の取消処分

(監理課) 四

○ 告示

◎佐賀県告示第百六十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に關する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、脊振山鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定する。

平成十六年二月二十七日

佐賀県知事 古川 康

一 名称

権現山特別保護地区

二 区域

神埼郡東脊振村の林道奎の瀬線と村道権現平線と林道松隈線との三叉路を起点とし、林道松隈線を南東へ進み権現山生活環境保全林内の駐車場に至り、同駐車場から伸びている歩道をトムソーヤの森を左手にみて北西へ進み権現山生活環境保全林と国有林佐賀事業区四十二林班との境界線に至り、同境界

線を北東へ進み大字松隈字権現平五九三番一地先の小川に至り、同小川を北へ進み林道奎の瀬線との交点に至り、同林道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成十六年二月二十七日から平成二十五年十月三十一日まで

四 保護に關する指針

イ 特別保護地区に係る鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 特別保護地区の指定目的

当地区は、佐賀県の北東部に位置する脊振山鳥獣保護区の南方にあつて、クス等の天然林が数多く生育する権現山を中心とした区域である。

そこには、アオゲラ、フクロウ、オオルリ、エナガなど多種多様の鳥類が生息しており、権現山の天然林は、カッコウ、アオバズク、ツグミ、ジョウビタキなど春秋の渡り鳥の中継休息林としても利用され、鳥獣の生息生態上重要な地域である。

また、特別保護地区の南方には村民憩いの場である権現山生活環境保全林があり、愛鳥思想の普及啓発や児童生徒の情操教育にとつても非常に適した地域であるため、特別保護地区の指定を行い、その保全を図る。

ハ 特別保護地区の管理方針

区域界の主な場所に特別保護地区の標識を設置し、特別保護地区であること等の周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時特別保護地区内を巡視する等して特別保護地区の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

◎佐賀県告示第百六十三号

佐賀県建設工事請負契約約款(平成九年佐賀県告示第二十五号)の一部を次のように改正し、平成十六年三月一日から適用する。

平成十六年二月二十七日

佐賀県民事 古 三 鑑

仲裁合意書中「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律」を「仲裁法」に改める。

○ 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年2月27日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐賀玉屋

佐賀市中の小路2番5号

(2) 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 16,071m²

(変更後) 15,832m²

(3) 変更する年月日

平成14年10月1日

(4) 変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社 佐賀玉屋

代表取締役 田中丸 善亮

佐賀市中の小路2番5号

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社 佐賀玉屋

代表取締役 田中丸 善亮

佐賀市中の小路2番5号

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

専用駐車場(佐賀玉屋立体駐車場) 173台

屋外駐車場(中ノ小路駐車場) 100台

屋外駐車場(松原駐車場) 40台

屋外駐車場(八幡神社駐車場) 100台

屋外駐車場(大通り駐車場) 58台

屋外駐車場(唐人南駐車場) 190台

屋外駐車場(肥前酒販駐車場) 35台

合 計 696台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

新館建物敷地南側 92台

新館南側 40台

合 計 132台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

本館西側 215.1平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

本館敷地外北側 40.5立方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

<p>(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>開店時刻 午前10時</p> <p>閉店時刻 午後8時</p> <p>(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>専用駐車場 (佐賀玉屋立体駐車場) 午前9時から午後8時まで</p> <p>屋外駐車場 (中ノ小路駐車場) 午前9時から午後9時まで</p> <p>屋外駐車場 (松原駐車場) 午前9時から午後8時まで</p> <p>屋外駐車場 (八幡神社駐車場) 午前9時から午後9時まで</p> <p>屋外駐車場 (大通り駐車場) 午前9時から午後9時まで</p> <p>屋外駐車場 (唐人南駐車場) 午前9時から午後9時まで</p> <p>屋外駐車場 (肥前酒販駐車場) 午前9時から午後9時まで</p> <p>(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>専用駐車場 (佐賀玉屋立体駐車場) 1箇所</p> <p>屋外駐車場 (中ノ小路駐車場) 2箇所</p> <p>屋外駐車場 (松原駐車場) 1箇所</p> <p>屋外駐車場 (八幡神社駐車場) 1箇所</p> <p>屋外駐車場 (大通り駐車場) 1箇所</p> <p>屋外駐車場 (唐人南駐車場) 2箇所</p> <p>屋外駐車場 (肥前酒販駐車場) 1箇所</p> <p>合計 9箇所</p> <p>(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>午前7時から午後6時まで</p> <p>2 届出年月日</p> <p>平成16年2月12日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所</p> <p>佐賀県経済部商工課</p>	<p>(2) 縦覧期間</p> <p>平成16年2月27日から</p> <p>平成16年6月26日まで</p> <p>4 その他</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県経済部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に到着するよう提出してください。</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。</p> <p>また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。</p> <p>平成16年2月27日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>スーパーモリナガ高木瀬店</p> <p>佐賀市高木瀬町大字東高木250番地1</p> <p>2 届出の内容</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>3 意見の概要</p> <p>(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要</p> <p>ア 市町村名</p> <p>佐賀市</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見</p>
--	--

<p>意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>4 意見書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県経済部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成16年2月27日から 平成16年3月26日まで</p>	<p>意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>4 意見書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県経済部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成16年2月27日から 平成16年3月26日まで</p>										
<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、川副町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。</p> <p>また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。</p> <p>平成16年2月27日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーモリナガ空港通り店 佐賀郡川副町大字南里字五本谷八角761番地 外</p> <p>2 届出の内容 大規模小売店舗の新設</p> <p>3 意見の概要 (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要 ア 市町村名 川副町 イ 法第4条「指針」に係る意見</p>	<p>建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分（同項第4号に該当するものに限る。）を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>平成16年2月27日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="638 1137 719 1503">処分をした年月日</th> <th data-bbox="638 1503 719 1704">被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地</th> <th data-bbox="638 1704 719 1921">被処分者の代表者の氏名及び許可番号</th> <th data-bbox="638 1921 719 2121">取り消した許可の内容</th> <th data-bbox="638 2121 719 2235">建設業法第12条の規定による届出のあった年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 1137 638 1503">平成15年11月5日</td> <td data-bbox="560 1503 638 1704">原建設合名会社 杵島郡大町町大町8878番地3</td> <td data-bbox="560 1704 638 1921">原三千男 佐賀県知事許可（般-13） 第1394号</td> <td data-bbox="560 1921 638 2121">建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可 土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可</td> <td data-bbox="560 2121 638 2235">平成15年10月10日</td> </tr> </tbody> </table>	処分をした年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日	平成15年11月5日	原建設合名会社 杵島郡大町町大町8878番地3	原三千男 佐賀県知事許可（般-13） 第1394号	建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可 土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可	平成15年10月10日
処分をした年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日							
平成15年11月5日	原建設合名会社 杵島郡大町町大町8878番地3	原三千男 佐賀県知事許可（般-13） 第1394号	建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可 土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可	平成15年10月10日							

平成15年 11月11日	新栄建設 佐賀郡大和町久池井 1566番地31	川原田チトセ 佐賀県知事許可 (般-11) 第9249号	土木工事業、及び・ 土工工事業、管工 事業、舗装工事業、 しゅんせつ工事業 及び水道施設工事 業に関する一般建 設業の許可	平成15年9月 29日	平成15年 12月24日	西原水道 三養基郡北茂安町白 壁3262番地1	西原 伸秋 佐賀県知事許可 (般-11) 第9294号	土木工事業、及び・ 土工工事業及び水 道施設工事業に関 する一般建設業の 許可	平成15年12月 9日
平成15年 11月25日	古賀量工業所 佐賀市水ヶ江一丁目 13番39号	古賀 宗男 佐賀県知事許可 (特-13) 第3799号	内装工事業に関する 一般建設業の許 可	平成15年10月 28日	平成16年 1月5日	有限会社原口建設 佐賀郡大和町尼寺14 41番地	原口 直能 佐賀県知事許可 (般-13) 第8738号	土木工事業に関す る一般建設業の許 可	平成15年9月 17日
平成15年 12月11日	有限会社佐賀興産 藤津郡塩田町五反田 甲263番地1	山口 齊 佐賀県知事許可 (般-11) 第9347号	土木工事業、舗装 工事業及び水道施 設工事業に関する 一般建設業の許可	平成15年12月 1日	平成16年 1月6日	有限会社弥川建設 藤津郡太良町大浦丁 2049番地	弥川 博善 佐賀県知事許可 (般-12) 第8124号	土木工事業に関す る一般建設業の許 可	平成15年10月 3日
平成15年 12月11日	株式会社ダズ・ハウ ス 佐賀市御本町4番1 号	石橋 弘吉 佐賀県知事許可 (般-12) 第6717号	建築工事業に関す る一般建設業の許 可	平成15年8月 22日	平成16年 1月7日	有限会社九光電建 三養基郡上峰町江迎 1143番地	松永 重徳 佐賀県知事許可 (般-11) 第9382号	土木工事業、及び・ 土工工事業、石工 事業、鋼構造物工 事業、舗装工事業、 しゅんせつ工事業 及び水道施設工事 業に関する一般建 設業の許可	平成15年2月 3日
平成15年 12月17日	木村設備 小城郡小城町上町 879	木村 和則 佐賀県知事許可 (般-13) 第3652号	土木工事業、管工 事業及び水道施設 工事業に関する一 般建設業の許可	平成15年8月 27日	平成16年 1月13日	株式会社鳥井組 多久市北多久町小待 742番地2	鳥井 寛敏 佐賀県知事許可 (般-11) 第3614号	鋼構造物工事業に 関する特定建設業 の許可	平成15年8月 28日
平成15年 12月17日	株式会社西村土木建 設 佐賀郡諸富町山領 332番地1	西村 秀樹 佐賀県知事許可 (般-13) 第5466号	造園工事業に関す る特定建設業の許 可	平成15年10月 8日	平成15年 1月19日	有限会社龍土木 鳥栖市萱方町218番 地3	龍 博明 佐賀県知事許可 (般-12) 第9563号	土木工事業、及び・ 土工工事業及び水 道施設工事業に関 する一般建設業の 許可	平成15年12月 12日
平成15年 12月22日	株式会社峰組 杵島郡江北町山口 1398番地1	峰 英太郎 佐賀県知事許可 (般-12) 第5930号	造園工事業に関す る特定建設業の許 可	平成15年11月 13日	平成16年 1月20日	インポートハウス株 式会社 佐賀市木原二丁目22 番1号	重松 彰 佐賀県知事許可 (般-11) 第9256号	建築工事業に関す る一般建設業の許 可	平成15年12月 15日
平成15年 12月24日	梁井建設 鳥栖市加藤田町二丁 目101番地15	梁井 善広 佐賀県知事許可 (般-10) 第9126号	土木工事業に関す る一般建設業の許 可	平成15年12月 10日					

平成16年 1月21日	唐津建設 唐津市佐志南3874番 地1	通山 久人 佐賀県知事許可 (般-11) 第9449号	土木事業、とび・ 土工事業、石工 事業、鋼構造物工 事業、舗装工事業、 しゅんせつ工事業 及び水道施設工事 業に関する一般建 設業の許可	平成15年12月 25日
平成16年 1月23日	西九州建設株式会社 多久市北多久町小侍 671番地3	福島 豊 佐賀県知事許可 (特-14) 第631号	建築工事業及び管 工事業に関する一 般建設業の許可	平成15年10月 16日
平成16年 2月2日	古賀設備 神埼郡千代田町渡瀬 827番地	古賀 優 佐賀県知事許可 (般-13) 第3642号	管工事業及び水道 施設工事業に関す る一般建設業の許 可	平成15年11月 21日
平成16年 2月3日	森工務店 小城市牛津町乙柳 1268番地1	森 政樹 佐賀県知事許可 (般-14) 第5001号	建築工事業に関す る一般建設業の許 可	平成15年12月 5日

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年二月二十七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)